

K S K S かがやき



ひかり福祉会広報 vol.84 2012 七夕号

二〇〇年十二月十二日第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行



私
たち
は
ぜ
ッ
タ
イ
に
諦
め
な
い
!

◆連絡先◆

〒526-0822

滋賀県長浜市鳥羽上町68-1

ひかり福祉会 法人事務センター

(TEL: 0749-63-5711)

e-mail info@hikari-welfare.net

URL http://www.hikari-welfare.net/

【抗議集会と記者会見 (6/20)】

◆編集人◆

社会福祉法人
ひかり福祉会 後援会

国の約束違反に

断固抗議する!

ひかり福祉会

理事長 田中浩蔵

■去る4月27日に衆議院本会議、

そして6月20日には参議院本会議において私たちの大反対の声を無視し続け、名称だけを変更した障害者総合支援法が成立させられました。思いおこして下さい：障害者自立支援法が施行されて8ヶ月後、毎月二万円の応益負担支払いに耐えかねた甲良町のお父さんが我が娘二人を道連れに遺書を残して無理心中されました。「福祉は、人を助けるのでせうか。苦しめるのでせうか。」と東京都荒川区のおばあさんは問いかけています。

■全国から71人（内、滋賀県からはひかり福祉会4人を含む8人）の原告が憲法に違反すると国を被告に訴訟をおこしました。これに対して国から話し合い解決を求めてきたのです。国はこの時「速やかに応益負担制度を廃止し、平成25年8月までに自立支援法を廃止し、総合的な福祉制度を実施しま

情勢報告

今だからこそ初心に戻り、

基本合意文書・骨格提言の本質を!

『改めて国の責任を問う!』

2008年10月31日、障害者

自立支援法（以下、自立支援法）を違憲として全国の障害のある人たちが、その家族が立ち上がり、国を相手に一斉提訴をしました。2010年1月7日、国と訴訟団は応益負担・自立支援法廃止と新法の制定を約束した「基本合意」を締結し、裁判は和解という形で終了しました。今後の施策推進にあたって障害者の尊厳を著しく傷つけた反省を踏まえた形で実施していくとの約束がなされました。

しかし、国は「基本合意」によって約束したにも関わらず、自立支援法の名前を変えただけの「障害者総合支援法（以下、総合支援法）」を新法として国会に上程し、多くの障害のある人たちをはじめとする関係者の反対を押し切り、6月20日成立しました。国は「新法」というものの内容的にはほとんど変わ

らない自立支援法の改正にとどまったのです。

考えてみてください。自立支援法導入以降6年、障害者自身の生活がより良い方向に変わったのでしょうか？所得も少ない上に利用料を何故働きに来ているのに払わねばならないのか？しんどさは今も全くと言っていいほど変わっていない実態があります。障害を自己責任として「サービス受けるのだからお金を払う」これは明らかに憲法に違反しています。

さらに2011年8月30日に障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会でまとめられた障害者権利条約と基本合意を指針とした「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（骨格提言）をながしろにして、その中身も全く反映されなかったことは、総合福祉部会55人と全国の障害者・家族の思いを踏みにじるものであり、このことに関しても国の責任は大きいと言わざるを得ません。

『現状に見合った

制度に…』

今回の法律審議にあたっては、今後の見直しをどういう風に進めていくのかの工程表等も明確にはなっておらず、自立支援法を延命させたに過ぎません。現場の実態、障害のある人たちのおかれている実態に寄り添って、「基本合意」「骨格提言」が活かされる制度改革をこれからも求めていかなければなりません。

私たちは、以前から指摘しているように、利用者の高齢化、親・家族の高齢化の問題：年を取った親が高齢になってきた利用者の面倒を見ているのが実情で、グループホーム・ケアホーム・ショートステイ・日中一時支援などの居宅支援事業の中身が質・量とも充実したものになり得ていないことな



す、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに心から反省の意を表明する」とした基本合意文書を破棄し、はたまた「骨格提言」までも踏みこじり、「障害者自立支援法」を名称変更しただけの「障害者総合支援法」を強引に成立させたのです。

■国は基本合意を守れ！と3月5日、滋賀の原告団は記者会見をし世論に訴えました。

この日の会見で元原告の瀧本靖子さん（彦根市）は「苦しい思いで訴訟をしたのは何だったのか。今度こそ本当に障害者が自立できる法律を作ってほしい。」（3月6日付・京都新聞）と訴えました。

■ひかり福祉会から勇気を振り絞り立ちあがって頂いた原告4人に大きな拍手を送るとともに、今後とも骨格提言が土台となり、障害のある人が主人公となれる制度や社会をめざし、多くの国民と共同して戦い抜いていくことを改めて確認しています。

どが現実であります。ひかり福祉会の一事業所の平均年齢は40歳代中盤から後半で、両親は80歳前後です。こういう状況の中でも生活を親に頼らなければならぬ状況が浮かび上がっています。生きていくために、食べる事・着る事・住む事など、日々の暮らしの基本的な営みを行える仕組みがなさ過ぎます。払えないから利用料を払わないのではなく、払えるような所得が必要でもあります。所得が二百万円以下のワーキングプアが数多くいる中で、そこにすら辿り着けない利用者がほとんどです。

所得が増える事により、生活が変わり、暮らしの質が変わり、外へ向けて出られるように変化していくこともあります。一方、一般就労したにもかかわらず、仕事には何の問題もないのに両親が高齢のため会社への送迎が出来ず、また作業所へ戻ることを考えていると言う事例もあり、働く機会を奪われ、サービスを受けられない利用者も増えています。こうした、障害者の実態を直視し、貧しい日本の障害者施策の根本を変えてほしいという思いは更に募ります。

『権利条約の批准に向けて』

そしてもう一つ、この秋にも「障害者差別禁止法」に対する「骨格提言」が出される事になっていきます。私たち自身が「障害者差別とは何か」をしっかり勉強しないとダメです。国の差別禁止法をつくと共に、都道府県市町村単位での具体的なシステムとしての条例づくりをしていくことも必要とされています。

障害者基本法→障害者総合福祉法→障害者差別禁止法→障害者権利条約の批准と繋がっていくのです。私たちは、障害のある人の働く問題、暮らしの問題を通じて、より良い日本にしていく事、それに対してのブレない思いを持って実践・運動を進めていくことがさらに求められることとなります。

これからも多くの人たちと手を取り合って取り組みを進めていきましよう。



基本合意文書へのサイン

彦根市（2月議会）議会で、私たち関係団体がお願いしました請願書・陳情書によって、「障害者総合福祉法早期実現を求める意見書」が採択されました。こうした、地元での取り組みも大切にしていきたいと思えます。本当にありがとうございます。

【話し手】

小野幸弘 専務理事

【聞き手】

堀江明彦（ワークセンター絆）

吉川 裕（たんぼぼ作業所）

「総合支援法」成立に対する訴訟団抗議声明

2012年6月20日

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団・基本合意の完全実現をめざす会

1 「総合支援法」の成立

本日、第180回国会で障害者自立支援法の一部改正法である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（総合支援法）が成立した。

本国会で成立するべきは障害者自立支援法を根こそぎ廃止し、障害者の基本的人権を支援する新しい法律であるべきである。

訴訟団との約束と願いを踏みにじったこの法律制定を断じて許すことは出来ない。

めざす会：抗議声明文

2 2008年障害者自立支援法の導入

2006年に施行された障害者自立支援法は「障害福祉サービスはお金で買うものだ」という考え方（平成17年10月06日・衆議院厚生労働委員会中村秀一元厚生労働省社会援護局長・政府参考人答弁参照）により制定された法律である。

3 違憲訴訟の提起

私たち障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団は、障害福祉は憲法に基づく基本的人権の行使を支援するものだとし、障害者自立支援法の廃絶と新たな法律の制定を求めて2008年、2009年、全国で71名の原告が勇気を奮って訴訟を提起した。

政府は2009年10月、障害者自立支援法の廃止を前提とした裁判の話合い解決を呼びかけ、真剣な協議を経て、2010年1月7日、被告である国は次の基本合意文書を原告らとの間で調印した。

- ・国は違憲訴訟の目的と意義を理解したこと（前文）
- ・障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止することの確約（第一）
- ・速やかに応益負担制度（定率負担制度）を廃止すること（第一）
- ・新たな障害者総合福祉制度は憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援することを基本とすること（第一）
- ・障害者自立支援法の総括と反省として、国は、憲法第13条、第14条、第25条等に基づく違憲訴訟団の思いに共感し、真摯に受け止めること（第二1）
- ・国は障害者自立支援法が障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し心から反省し、その反省を踏まえて今後の施策を立案し実施すること（第二2）
- ・新たな総合福祉法の制定にあたり訴訟団提出の要望書を考慮の上、障がい者制度改革推進本部の下での障害者参画の上で十分議論すること（第二3）
- ・自立支援医療の利用者負担について当面の重要な課題とすること（第四）
- ・新しい福祉制度の構築においては、次の障害者自立支援法の問題点を踏まえて対応すること

- どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるようにすること
- 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。
- 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止

4 裁判の終結

上記基本合意成立を受け、2010年4月21日までに全国14カ所の地方裁判所の法廷の裁判官の面前で、被告国が同基本合意を確認して誓約する裁判上の和解が成立し、同訴訟は司法上の解決をみた。

5 推進会議、総合福祉部会

2010年1月に障がい者制度改革推進会議、同年4月に総合福祉部会が開始され、いずれの会議も基本合意文書を基本として議論が進められることが確認され、私たちは訴訟終結の判断は間違っていないと確認した。

6 障害者自立支援法廃止の閣議決定

2010年6月29日政府は障害者自立支援法の廃止を閣議決定した。

7 2011年8月30日 骨格提言

障害種別などを乗り越えた55人のあらゆる立場からなる委員の一致した提言として、総合福祉部会が障害者自立支援法を廃止した後の新たな法律の骨格を提言した。

骨格提言は基本合意文書、および障害者権利条約に依拠して作成された。私たちはこの訴訟運動が推進してきた力と役割の正しさに確信を抱いた。

8 2012年 政府の約束反故

ところが2012年2月8日第19回総合福祉部会で厚労省から発表された法案は障害者自立支援法をそのまま定着化させる法案と言ってよい内容であり、国の背信行為に訴訟団全員は憤りに打ち震えた。あらゆる機会をとらえて私たちは国に再考を促した。

しかし、その後微修正を経たものの、本日成立した法律は廃止すべき法律を存続させる一部改正法であり、国が被告として履行すべき法令廃止の約束に違反し、基本合意文書で約束された確認事項をことごとく踏み躪る内容であり、司法決着を覆す国家の許されざる野蛮な違法行為であると私たちは万感の怒りを持って抗議する。

9 法的責任追及

訴訟団は本日の法律制定により国の違法行為はより明確化したと考える。訴訟団は国の背信的で違法な対応に対し法的責任を追及すべく検討中であり、法的意見の発表を予告するとともに、違法行為に加担した政治家の政治責任、政府の法的責任を徹底的に追及することをここに宣言する。

障全協：抗議声明文

「基本合意」反故！「骨格提言」無視！

十分な審議なしの障害者総合支援法案成立に断固抗議する！

2012年6月20日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

本日（6月20日）、政府は参議院本会議において、「障害者総合支援法案」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律案）を十分な審議もなく、民主・自民・公明の賛成多数で可決・成立させた。

同法案は、たとえ法名変更しても、あの問題多い障害者自立支援法を延命させる「改正案」以外のなにものでもなく、長年その廃止と「障害者総合福祉法」制定を求め続けてきた障害者・家族、関係者の願い・期待を踏みにじるものであるといわざるをえない。

そもそも自立支援法の廃止、総合福祉法の制定は、民主党の政権交代時の公約であり、それゆえの障害者自立支援法違憲訴訟団との「基本合意」による和解であり、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会での議論と「骨格提言」のとりまとめであったはずである。

今回の「基本合意」反故、「骨格提言」無視の法案成立は、国約（国の約束）を平然と破る政治への不信とともに、「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」と訴えてきた障害当事者への裏切りであり、絶対に許すことはできない。

政府・厚生労働省は国会審議の中で、「名前を変え、基本理念もつくり直した」、「総合支援法案」は事実上の自立支援法廃止であり、新法であるとの説明に始終した。また、「骨格提言」を「段階的・計画的に実現する」、今回はその第一歩であると説明した。これらの説明がいかにも説得力がなく、「基本合意」反故・「骨格提言」無視の事実を否定するものにはならないことはいうまでもない。

なによりも、「骨格提言」で示した権利法としての位置づけが「支援法」のままの見直しにとどまり、基本理念には「可能な限り」が盛り込まれ、難病を範囲に加えるとはいえ、具体的には「政令で定める」とされ、あらたな谷間の問題を生むことが心配される。また障害程度区分や就労支援のあり方等を「検討事項」として3年後に先送りし、しかもその検討も障害者・関係者の声を反映させるといいながら、いつから「誰が」「どのように」検討するのか全く具体化されていない。さらに、利用者負担に至っては、法文上「応益負担」が残されているにもかかわらず、「つなぎ法」（2010年12月3日改正）によって応能負担に変更し、すでに解決済とされ、「提言」で求めた「障害に伴う支援は原則無償」「障害者本人の収入に応じ」の明記は無視した内容になっている。今回強行された総合支援法が、現状の諸問題を解決するどころか、さらに深刻な問題をつくり出すことが懸念される。

なにゆえに、政府・厚生労働省は自立支援法の「改正」にこだわるのか。そこには、小泉政権以来の社会保障構造改革・社会福祉基礎構造改革があり、介護保険と今国会で審議中の「子ども子育て支援法案」との整合性があることはいうまでもない。保険原理・受益者負担の強化・徹底、市場原理の導入・利用契約制度への変更に伴う公的責任の縮小・廃止等の構造改革路線は、現民主党政権に引き継がれ、そしていま、「社会保障・税一体改革」に基づく消費税増税と「福祉目的税化」、自助（自己責任）、共助としての社会保険化と制度間「統合」を基本とした「社会保障改革」がさらに国民に負担と犠牲を押しつけようとしている。

それだけに、私たちは高齢者・子ども等他分野との連帯・共同も重視し、「社会保障・税一体改革」を許さないとりくみをすすめるが、あくまでも「基本合意」「骨格提言」に基づく自立支援法の廃止と権利を保障する総合福祉法制定を求めて、障害者関係団体との共同をさらに強める決意である。

伊吹の山が見える場所に…

『米原螢の家』

『願いや思いを 形に変える』

人の暮らしを支える場をスタート
することができました。

ひかり福祉会が掲げている「第4次将来計画」(2008年4月～2013年3月の5カ年計画)と、米原市が推進している「第2期米原市障がい福祉計画」とのすり合せの中で誕生した『米原螢の家』。多くの方々の願いや思いが形となつて、2012年4月1日に米原市池下区に木造平屋建て、定員5名のホームとして、障害のある

建設に当たっては、株式会社丸山建築設計事務所設計を、古川工業株式会社に施工を依頼するとともに、米原市長をはじめ、行政関係者や議会関係者にもご尽力いただきつつ、地元池下区、市場区の両区の住民の皆さまにもご理解を得ながらすすめて参りました。今後は入居者、スタッフともども地域の皆さまとともに歩んでいけたらと思います。

生活支援統括責任者

出川 紳吾

『暮らし始めて…』

現在4名の方が入居され、少しずつ生活に慣れてこられました。

米原螢の家を利用されるにあたり、皆さんが喜んで下さった事は、窓から伊吹山が見える事でした。

仲間同士のトラブルがあっても伊吹山を見ると自然と笑顔になり、いつの間にか仲直りをされている事があります。その様子をみているスタッフも笑顔になります。入居者の『米原螢の家ですつと暮らしていきたい。』の願いに寄り添っていくことがスタッフの共通の思いであり目標となっています。7月には地元、池下区からのお誘いいただき、行事に参加する事になっており、楽しみにしています。

ホームサービス管理責任者

高橋 由美子

〔入居者の声〕

- ・仲間がいるので楽しい。
- ・『螢』の響きがいい。
- ・三島池が近く環境がいい。
- ・女性ばかりなので安心。

Q…どんなホームにしたいですか？
A…世話人さんやみんなと仲良くして、みんなが本音で話し合いができ、色んな事に挑戦する事ができ、みんなと元気で暮らし、明るいホームにしていきたい。



(伊吹山を一瞥できる『米原螢の家』)



◆総事業費	54,600,000円
《補助額》	
●国・県	19,000,000円
●米原市	6,333,000円
●法人負担金	29,267,000円
(内、米原市貸付分)	19,940,000円)

2011年度 事業報告

利用者・家族の笑顔、地域のみなさんの笑顔、職員の笑顔を育んでいく制度改革の大きな流れを推し進めていくための実践と運動を行ない、未来をつくっていく経営課題の解決に向けて取り組んできました。

- (1) 第4次将来計画の進捗状況を検証して第5次将来計画策定に向けての論議をはじめました。
- (2) ひかり福祉会35周年にあたっての取り組みをしました。
- ①利用者の発達保障に視点をおいた実践のまとめと発表・・・「実践集の発行」準備
- ②30回を迎える研究集会を開催(2012年2月25日)
- ③すべての構成員が集うことができる全員参加イベント・・・ひかり福祉会仲間の交流会開催
- (3) きょうされん全国大会inしが(大津:2012年10月22日(土)・23日(日))の成功と滋賀の発展に向けてとりくみました。
- (4) 重点方針・・・5つのづくり活動(まちづくり・やりがいづくり・ものづくり・くらしづくり・いきがづくり)を通して、今後の発展方向を見定め・具体化していきます。
- (5) 具体的課題
- ①総合生活支援センターの具体化について
- ②グループホーム・ケアホーム整備・運営課題の整理
- 米原・蛍の家整備 ○長浜かざぐるまホーム移転
- ホームのサービス管理責任者・生活支援員・世話人等の正規職員化
- ③旧法施設(ひので作業所、社会就労センターひこね)の移行
- ④就労収入向上をめざした販売活動のあり方、布産のあり方と耐震に対応するための建物検討
- ⑤財政課題に関しての展望と課題の整理
- (6) 東北・関東大震災への復興支援
- ①応援職員の現地派遣(宮城県・JDF) 延べ10名 ②義援金 703,368円
- ③車両の提供、東北地域の施設等の製品の販売 ④宮城県石巻市の障害者施設の研修先としての受入れ
- ⑤滋賀県に避難されている方の支援(滋賀県からの委託事業)

2011年度 決算の状況

(単位:千円)

勘定科目		金額	勘定科目	金額		
資産の部	流動資産	375,846	負債の部	流動負債	110,403	
	固定資産	基本財産	741,790	固定負債	88,357	
		建物(15棟) 4,859.86㎡	579,930	負債の部合計	198,760	
		土地 11,332.97㎡	161,860	純資産の部	基本金	130,202
		その他の固定資産	397,580	国庫補助金等特別積立金	383,932	
	固定資産計	1,139,370	その他の積立金	241,372		
資産の部合計	1,515,216	次期繰越活動収支差額	560,950			
			純資産の部合計	1,316,456		
			負債の部及び純資産の部合計	1,515,216		

2011年度

事業活動収支計算書

決算の状況

資金収支計算書

(単位:円)

勘定科目	本年決算額	前年度決算額	差引増減
収入			
特定非営利活動収入			
特定非営利活動収入(計)	95,248,687	88,250,249	7,998,438
特定非営利活動収入(計1)	95,248,687	88,250,249	7,998,438
特定非営利活動支出	93,271,787	86,270,256	3,992,532
多岐増進増進費	2,567,383	2,536,727	30,656
特定非営利活動支出(計2)	92,029,170	88,015,032	4,014,238
特定非営利活動収入(計)-(計2)	3,419,517	▲ 357,637	3,977,200
自立法団収入	597,362,310	507,433,602	▲ 71,492
補助金収入	75,477,239	71,840,625	▲ 3,638,614
寄附金収入	3,019,829	3,945,589	▲ 925,761
雑収入	14,253,895	10,453,012	▲ 3,800,884
借入金元金償還補助金収入	9,453,500	6,590,250	▲ 2,863,250
引当金戻入	2,008,820	61,000	▲ 1,947,820
国庫補助金等特別独立基金収入	17,679,585	17,922,071	▲ 242,516
福祉事業活動収入(計4)	629,256,248	618,152,449	▲ 11,102,799
人件費支出	377,137,976	366,226,911	▲ 20,912,064
旅費支出	91,009,047	78,263,678	▲ 12,745,369
事業費支出	97,077,332	93,901,106	▲ 4,076,227
経理経費	29,256,922	▲ 1,070,092	31,328,014
引当金戻入	4,058,500	3,841,600	▲ 218,900
福祉事業活動支出(計5)	538,546,175	489,459,402	▲ 69,086,774
福祉事業活動収入(計5)-(計4)	70,709,672	128,993,047	▲ 57,983,975
借入金利息補給金収入	93,045	306,632	▲ 213,587
管理費等補助金収入	11,059	11,961	▲ 909
合計貸付収入金収入	9,888,025	747,841	▲ 9,140,184
福祉区分間入金収入	37,412,900	47,900,002	▲ 9,589,002
事業活動外収入(計7)	47,404,126	48,996,426	▲ 662,300
借入金利息支出	1,176,309	1,441,782	▲ 265,473
合計貸付収入金支出	9,888,025	747,841	▲ 9,140,184
福祉区分間入金支出	37,412,900	47,900,002	▲ 9,589,002
事業活動外支出(計9)	48,476,331	48,189,625	▲ 713,294
事業活動外収入(計)-(計9)	▲ 1,072,205	▲ 1,123,199	90,994
経常収支差額(10)=(計4)+(計5)+(計7)-(計9)	73,066,384	127,012,169	▲ 53,945,781
施設整備等補助金収入	41,338,000	7,146,000	▲ 34,192,000
施設整備等寄附金収入	0	889,938	▲ 889,938
固定資産売却益(売却収入)	600,000	207,690	▲ 392,310
国庫補助金等特別独立基金収入	0	0	0
特別収入(計11)	41,938,000	8,241,628	▲ 33,696,372
国庫補助金等特別独立基金積立	15,422,880	6,539,000	▲ 8,883,880
固定資産売却益(部分償戻(売却戻)	7,373	900,000	▲ 492,627
特別支出(計12)	15,430,253	7,439,000	▲ 8,091,253
特別収支差額(13)=(計11)-(計12)	26,507,747	1,202,628	▲ 25,305,119
高次活動収支差額(14)=(10)+(13)	99,564,131	128,214,793	▲ 29,650,662
前期繰越活動収支差額(15)	489,860,541	426,791,633	▲ 62,068,708
当期繰越活動収支差額(16)=(14)+(15)	589,424,772	555,006,726	▲ 33,418,046
その他の積立金取崩(19)	2,868,891	13,476,032	▲ 10,607,141
その他の積立金積立(20)	30,334,070	79,922,117	▲ 49,588,047
前期繰越活動収支差額(21)=16+(19)-(20)	589,950,583	488,930,641	▲ 72,089,952

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
収入			
特定非営利活動収入	91,564,000	95,248,687	▲ 4,084,687
特定非営利活動収入(計1)	91,564,000	95,248,687	▲ 4,084,687
特定非営利活動支出	91,416,000	87,713,492	▲ 3,702,508
特定非営利活動支出(計2)	91,416,000	87,713,492	▲ 3,702,508
特定非営利活動収入(計)-(計2)	148,000	8,435,195	▲ 8,287,195
自立法団収入	509,744,000	507,362,310	▲ 3,618,310
補助金収入	72,919,000	75,477,239	▲ 2,558,239
寄附金収入	2,963,000	3,019,829	▲ 56,829
雑収入	13,123,000	14,253,895	▲ 1,130,895
借入金利息補給金収入	93,000	93,045	▲ 45
管理費等補助金収入	0	11,059	▲ 11,059
会計単位間入金収入	0	0	0
福祉区分間入金収入	51,412,000	37,412,000	▲ 14,000,000
福祉事業収入(計4)	644,256,000	637,629,374	▲ 6,626,626
人件費支出	363,101,000	377,137,976	▲ 9,936,976
旅費支出	96,961,000	91,009,047	▲ 5,951,953
事業費支出	58,858,000	97,077,332	▲ 1,219,332
借入金利息支出	1,305,000	1,176,306	▲ 128,694
福祉区分間入金支出	51,412,000	37,412,000	▲ 14,000,000
会計単位間入金支出	0	0	0
福祉事業支出(計5)	588,637,000	583,813,080	▲ 24,822,940
福祉事業活動収入(計5)-(計4)	58,617,000	70,816,374	▲ 18,199,374
施設整備等補助金収入	41,334,000	41,338,000	▲ 16,000
施設整備等寄附金収入	0	0	0
固定資産売却収入	600,000	600,000	0
施設整備等収入(計7)	41,934,000	41,938,000	▲ 16,000
固定資産取得支出	116,077,000	106,402,962	▲ 9,674,338
施設整備等支出(計9)	116,077,000	106,402,962	▲ 9,674,338
施設整備等資金収支差額(10)-(計7)-(計9)	▲ 73,123,000	▲ 63,464,962	9,658,338
借入金収入	19,940,000	19,940,000	0
借入金元金償還補助金収入	9,453,000	9,453,500	900
積立金取崩収入	12,947,000	2,868,891	▲ 10,087,109
千の位の収入	2,009,000	2,008,920	▲ 80
財務収入(計11)	44,349,000	34,282,311	▲ 10,066,689
借入金元金償還金支出	11,773,000	11,773,500	900
積立金積立支出	24,141,000	30,334,070	▲ 6,193,070
千の位の支出	4,116,000	4,083,000	▲ 33,000
財務支出(計11)	40,030,000	46,190,570	▲ 6,160,570
財務活動資金収支差額(12)-(計11)	4,319,000	▲ 11,928,259	▲ 16,247,259
予算額(14)	0	0	0
当期収支差額合計(14)-(13)+(12)-(14)	▲ 12,029,000	6,958,588	19,067,588
前期未払資金繰入金(15)	258,484,651	258,484,651	0
当期未払資金繰入金(16)(15)	245,445,651	295,443,239	19,067,588

初志貫徹でできる 作業所づくりを！

【新任職員研修を開催】

『歴史から
多くを学ぶ』

将来のひかり福祉会を担う
新任職員7名を対象にしての
研修会を開催しました。初日
の講義では共同作業所づくり
運動から始まって、障害のある
人たちの居場所や働く場、
仲間が保障されてきた背景の
中に、ひかり福祉会の忘れて
はいけない歴史があったこと
を学んでいただきました。施設
販売の出来事からは、障害
のある人の悲痛な心の叫びが
あったこと、そのことから民
主的経営の徹底化がされて今

(真剣な眼差しで受講中)



があるのだとわかっていただ
いたと思います。

また障害福祉サービスでの
支援、相談支援業務などに携
わって約2ヶ月が経ち、日々
悩みながら頑張っている新任
職員の想いも知ることができ

ました。悩みながら、葛藤し
ながら、支援していく中で、
障害ある人と関係をつくり寄
り添い・信頼し合えるようにな
っていただけたらという思
いで、毎年この研修会を開催
しています。

『寄り添うこと…』

私たち職員は、障害ある人
とその家族・関係者の想いや
気持ちを自分のことのように
捉えて共感できることが『寄
り添う』ことと考えます。ま
だまだ、不断に専門性を磨く
努力をしていかなければなら
ないのは、新任職員だけでな
く、すべての職員にいえるこ
とです。

ともに社会福祉法人ひかり
福祉会の一職員として頑張っ
ていただけたらと思います。
一緒に頑張りますよ。

『常に立ち位置を
考える』

社会の一員、ひかり福祉会
の一員、所属する事業所の一
員と求められる立ち位置が常
にあります。社会情勢や地域
福祉の現状に、常に関心を持
ち障害ある本人・家族が幸せ
になれる社会、事業所づくり
ができればと考えます。

ひかり福祉会
共育・研修担当 森本義彦



(資格提言をもとに講義を行う田中理事長)

今年も盛大に開催します!

ひかり園・横山まつりは今年19回。たんぼぼまつりは28回を迎えます。

日ごろからご協力・ご支援いただいている地域の皆さまと同じ時を過ごすだけでなく、これまでよりももっと広くたくさんの方々にも事業所のことを知ってもらえるよう、地元の方々と一緒に企画を作り上げ、地元が活性化する『まつり』としていきます。



第19回ひかり園・横山まつり

日時:2012年7月21日(土) 16:00～20:30

場所:長浜市鳥羽上町68-1 ひかり園内

第28回たんぼぼまつり

日時:2012年9月2日(日) 10:30～15:00

場所:彦根市賀田山町522-1 たんぼぼ作業所周辺

今日は「よく噛んで食べよう」を繰り返してお伝えします。皆さん、毎回の食事は、よく噛んでゆっくり食べていますか。

作業所で仲間たちと一緒に食べているとそういう訳にもいかない事もあるでしょう。でも心構えは大切です。私は一箸ごとに百回は噛んでいます。

「立岡さん、えらい暇やな。」いやいや暇ではないのです。意識して百回噛むのです。もう何年もそうしていると自然に百回噛んでしまっています。そう、習慣化するのです。だから苦にもならないしそれが当たり前なのです。

仲間たちの食事は様々で、食卓に着いたかと思うと3分程で食器を片付けに行く仲間もいれば、午後の作業時間が始まるチャイムを聞くころに食べ終わる仲間など実に様々です。

「つぶやき」
よく噛んで食べよう!
副理事長 立岡 暁

せめて五十回は
噛んで食べよう

よく噛むことの効用
↳口は最初の消化器

では、何故よく噛んで食べなさい!!! って子どもの頃から言われるのでしょうか。そこで今日は次の文書から専門的に見てみましょう。「食事をすると胃腸から栄養が吸収されて血糖値があがり、満腹中枢にその情報が伝わって過剰に食べ過ぎないのですが、早喰いをするとうちの血糖値が上昇する前に沢山食べてしまうので肥満につながってしまうのです。よく噛むことにより唾液のラクトペルオキシターゼと食材がよく混ざって発ガン物質を無毒化したり、細菌が生きたまま体内に侵入するのを防ぎます。」(HP/かなわ歯科医院)

良いことづくめですね。皆さんも良く噛むことについて調べてみて下さいね。元気に生きていく上での基本です。つぶやきましたが聞こえたでしょうか。



ひかり福祉会及び各事業所への

御寄附ありがとうございました(2012年3月1日～2012年6月30日 敬称略・五十音順掲載)

大阪バイオメディカル専門学校 金城民生委員児童委員協議会 滋賀県立大学
 トップ・ワン豊郷店 長浜農業高校 はびねす保険 東山保育園 福井商事

今村忠春	北川信雄	鈴木龍太郎	寺山みち子	樋口高年	宮本房子
上田さおり	北村裕一	瀬古	西尾知子	樋水	宮部敬子
臼杵 孝	木下栄吉	滝本朋子	西川邦夫	福戸康介	森本真由美
岡田朋子	桐山まきえ	田中絢子	西堀英男	伏木亜希	森山智美
片山	古野孝弘	谷口悦郎	根岸洋子	古川千春	匿名
勝部治雄	酒井哲司	丹部正道	野瀬	牧村 徹	
川崎昭仁	澤 篤	力石 行	疋田朝子	松井	
川瀬源信	柴田美和子	辻 美樹	疋田憲二	松田直也	

社会福祉法人ひかり福祉会

《日中活動》

(湖北圏域) ひかり園、輝湖里、ひので作業所、友愛ハウス、ワークセンター 絆

(湖東圏域) たんぼほ作業所、セルフひこね、HEART WORK結、工房ふれっしゅ、彦華堂

《ケアホーム&グループホーム》

(湖北圏域) びわ、どんぐり、長浜かざぐるま、長浜里の家 米原堂の家

(湖東圏域) ひこねたんぼほ、ひこね芹川、ひこねわたぼうし ひこねひまわり、ひこね七里

《日中一時支援・短期入所》

ひかり園、ひので作業所
 ショートステイとまと

《相談支援》

障害者支援センターそら
 働き・暮らしコト一支援センター

ケアホーム 職員募集!

詳細は、コチラまで連絡を・・・
 事務センター：(0749) 63-5711

担当：山田、橋本

今回で84号を迎えた広報『かがやき』も改名されたのは36号から。『かがやき』には「仲間たちが、そしてひかり福祉会がもっと光り輝けるように」と願いが込められて改名されました。

なぜ、こんな昔のことを覚えているかと言うと・・・名付けたのが自分だから。今年度、広報『かがやき』を担当するのも何かの「縁」?

今後もより良い『かがやき』を作っていきますので、皆さん気軽にご意見をいただけますようお願いいたします。

広報委員：川崎昭仁

編集後記

発行人： 関西障害者定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人： 社会福祉法人 ひかり福祉会 長浜市鳥羽上町68-1

定 価： 30円